

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は徳島県の東部に位置し、徳島市のベッドタウンとして子育てしやすい環境から若い世代が多い活発な町である。国勢調査結果でみると、本町の総人口は昭和40年以降、一貫して増加しており、近年は伸びが鈍化しつつあるが、令和5年3月末現在の人口は、35,446人である。今後については、国立社会保障・人口問題研究所による2015年国勢調査結果に基づく市区町村別の人口推計結果をみると、本町の総人口は2030年をピークに以後は減少に転じ、2045年に34,000人を下回ると見込まれている。本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が藍住町の経済、雇用を支えており、令和3年経済センサス活動調査（速報集計）による町内の事業所数は1,307事業所である。近年では、商業環境に魅力を感じて、創業を志す小規模事業者の増加が見込まれる状況が生まれており、創業を行う者の様々な相談内容に対応するため支援体制を整備し、年間10件の創業の実現を目指している。具体的には、平成26年度から令和4年度にかけて、本町と本町商工会が連携し、窓口相談・創業相談会、創業（起業）力向上セミナー&メンター交流会、藍住町創業塾、創業塾を受講終了した創業者への助成、町内空き店舗への入居支援等による、希望者への支援を行った。

一方で、町内中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。町内の製造業では、工場の従業員30名以上の比較的規模の大きい企業が中核的存在であり、近年減少傾向となっている要因については、生産設備の老朽化が考えられる。このまま現状を放置すると本町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町では今年度から小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の交付も行うこととしており、町内中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくための支援を目指している。

#### (2) 目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の目標数を計画期間中に5件とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

これにより、本町は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、徳島県の中核都市としてさらに経済発展していくことが期待される。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町は県都徳島市に隣接する山がない平坦な町で、産業も広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和5年6月19日から令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。